

行政文書一部公開決定通知書

4 観名保第 108 号
令和 4 年 12 月 28 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 4 年 4 月 19 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

| | | | |
|-----------------|---|----------------------|--------------|
| 行政文書の名称 | 名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託【2021年度分】成果物 | | |
| 行政文書の公開の日時及び場所 | 日時 | 令和 4 年 12 月 28 日 | 午前 時 午後 時 |
| | 場所 | 市民情報センター（市役所西庁舎 1 階） | |
| 行政文書の公開の方法 | 1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴 | | |
| 行政文書の一部を公開しない理由 | <p>名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するため、一部を非公開とします。</p> <p>（第 7 条第 1 項第 1 号） 当該行政文書には、公募支援業務委託先業者の従業員の姓等が記載されており、これは「特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたいと認められるもの」であると考えられるため。</p> | | |
| 備考 | <p><決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488</p> | | |

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

令和5年1月11日

公開請求者様

行政文書公開請求に係る決定通知書の送付について

令和4年4月19日付でご請求された行政文書につきまして、別添のとおり決定通知書を送付します。

行政文書の公開（閲覧又は写しの交付又は視聴）につきましては、当該決定通知書に記載の日にち以降であれば市民情報センターにおいて受けることができます（市民情報センターで公開を受けられる時間は、平日8:45～17:00（12:00～13:00を除く）です）。

公開を受けるときに決定内容についての説明を希望される場合は、事前に決定通知書に記載の連絡先までご連絡ください。

また、行政文書の写しの交付を受ける場合は、当該写しの作成に要する費用をご負担いただきます。写しの作成に要する金額等は以下のとおりです。

※写しの作成に要する費用につきましては、当該写しの交付を行う際に市民情報センターにおいて徴収させていただきます。

<行政文書の写しの作成に要する金額>

| | 区分 | 単価 | 数量 | 金額 |
|---------|-------------|-----------|--------|----------|
| 行政文書複写代 | A3判以下白黒 | 1面につき10円 | 1,258面 | 12,580円 |
| | A3判以下カラー | 1面につき50円 | 1,820面 | 91,000円 |
| | CD-R | 1枚につき50円 | 枚 | 円 |
| | DVD-R | 1枚につき100円 | 枚 | 円 |
| | 上記以外 () | | 円 | 円 |
| | 合計 | | | 103,580円 |